

秋の全国火災予防運動

11月9日(木)～15日(水)

消さないで

あなたの心の

注意の火

火災が発生しやすい季節になりました。火災予防思想のいっそうの普及と火災の発生防止、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的に『秋の全国火災予防運動』が実施されます。

市と消防団は、期間中に次のような取り組みを行います。

① 火災予防運動期間中の11月12日、消防団と消防署が合同して市内全域で広

報活動を行います。

② 火災予防ポスターや火の用心チラシ、広報、CA TV、防災行政無線などで火災予防運動の周知を図ります。

③ 21時にサイレンを鳴らし、各家庭や事業所での火の元の点検を促します。

④ 消防団は、各分団ごとに広報活動や消防水利の点検など地域の実情に応じた活動を行います。



住宅用火災警報器設置義務化スタート！

新築住宅……平成18年6月1日から

既存住宅……平成23年5月31日までに設置（5年間の猶予期間）

悪質な訪問販売にご注意を!!

- ・ 消防職員が住宅用火災警報器等を販売することは絶対にありません。
- ・ 住宅用火災警報器などの設置義務化を契機として不適切な価格（市場価格を超える高額な価格）による販売を行う業者にご注意ください。（個人への住宅用火災警報器は、契約日から起算して8日間以内ならクーリングオフ（無条件解約）の対象です。）
- ・ 国が定める技術基準に適合した日本消防検定協会の鑑定適合品である「NS」マークが付いた住宅用火災警報器の購入をお勧めします。



《お問い合わせ》

武雄消防署消防課予防係
TEL 23-2151
杵藤地区消防本部予防課予防係
TEL 23-0119
武雄市総務課行政係
TEL 23-9315
住宅用火災警報器相談室
(フリーダイヤル) 0120-565-911

【設置箇所】

（壁または天井に設置）

- 各寝室
 - 階段（2階以上に寝室がある場合）
 - 7m²以上の部屋が5以上ある階の廊下
- ※台所への設置は努力目標です。

壁取り付けの場合

天井から15～50cm以内に住宅用火災警報器がくるようにします。

梁がある場合には中心を梁から60cm以上離します。

天井取り付けの場合

住宅用火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。

調理器具やエアコンなどの吹き出し口から1.5m以上離します。

《避難についてのお知らせ》

風水害、地すべりなどの災害が発生するおそれがある場合、また地震による被害が発生した場合には避難をしましょう。避難所は各町の学校・公民館等が指定されています。危険と思ったら、まず自主的に避難しましょう。

《避難所に関するお問い合わせ先》

- 武雄市総務課（TEL 23-9315） □山内支所総務課（TEL 45-2511）
- 北方支所総務課（TEL 36-2511）



担当 秋月